

介護保険制度の見直しに対する意見書

現在、政府内で介護保険制度の見直しの検討が進められている。その中にはヘルパーの生活援助や福祉用具サービスを自己負担に切り替える、利用料2割負担の対象者を拡大する、要介護1、2の通所介護を市町村が実施する総合事業に移す等、さらなる給付の削減・負担増を図る内容が盛り込まれている。利用者からは、「生活援助を減らされたら生活が成り立たない」「利用料が2倍にならざるを得ない」など、見直し案に対する悲痛な声が数多く寄せられている。家族の介護負担を増大させるこうした見直しは、政府が掲げる「介護離職ゼロ」政策そのものにも真っ向から反するものである。サービスの削減・負担増では高齢者の生活を守り、支えることはできない。

これから高齢化が一層進展していく中、お金の心配をすることなく、行き届いた介護が保障される制度への転換はすべての高齢者・国民の願いである。そして、介護を担う職員が自らの専門性を発揮し誇りをもって働き続けられる条件整備を一刻も早く実現させなければならない。

介護保険制度の見直しに対して、利用者本人も家族も安心して利用できる制度になるように、次の事項について強く要望する。

記

1. 生活援助をはじめとするサービスの削減や利用料の引き上げを実施しないこと。
2. 家族の介護保険が軽減されるよう制度を抜本的に改善し、施設などの整備を早急に行うこと
3. 介護従事者の大幅な処遇改善、確保対策の強化を図ること
4. 以上を実現するために、政府の責任で必要な財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成29年3月23日

沖縄県国頭郡今帰仁村議会

宛先　　衆議院議長　　参議院議長　　内閣総理大臣　　財務大臣
　　　　法務大臣　　厚生労働大臣